

デジタルコンテンツ発信業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託するデジタルコンテンツ発信業務（以下「業務」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 目的

福島第一原子力発電所事故発災後、14年が経過する中で、観光施設への来訪者数は未だ事故以前の水準まで回復していない状況である。本来この地域は、あぶくま洞やムシムシランドのように豊かな自然体験を通じた当市ならではの魅力が味わえる唯一無二の地域であるが、風評被害も相まって誘客価値が失われてしまった地域である。

これを踏まえ、本業務では一般的な情報発信とは画したこの地域ならではのストーリーを基に、より効果的なインプットや視聴者の心情心理に訴えるため、テレビドラマによる情報発信を実施する。

また、自然や食を通じた安心・安全な地域であることを発信することで、正しい理解を全国へ広めることで風評払拭を実現し、さらには当市ならではの魅力発信による誘客促進を図っていくことを目的とする。

3 履行期限

契約締結日から令和8年3月20日までとする。

4 委託額

本業務の委託額上限は、22,000,000円（消費税込）とする。

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

5 業務内容

(1) テレビドラマのタイアップ業務

- ① 風評被害の払拭に向けた当市特産品等を活用した「食」にフォーカスした内容かつ、来訪機会の創出に向けた観光施設等への誘客を意図した構成とし、地域のストーリー性も伝わりやすいライフスタイルに特化したタイアップドラマの製作を行うこと。
- ② 宣伝効果を高めるため、オリジナルドラマの製作ではなく、既存のテレビドラマを基に田村市シリーズ版を製作することで、潜在顧客へのアプローチによる一定の視聴率を確保し、広く理解醸成を図ること。
- ③ テレビドラマは、30分尺以上のものとし、2話以上の構成とすること。
- ④ 出演者との調整や肖像権等の交渉に係る一切の業務を担うこと。この際、当市出身者など所縁のあるタレントを積極的に登用すること。
- ⑤ ロケーション撮影に伴う施設等との交渉及び申請手続きは、当市と協議の上原則、受託者にて行うこと。

(2) テレビドラマ撮影等に係る運営・管理

- ① ドラマ撮影におけるスケジュール管理に係る一切の業務を担うこと。
- ② トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- ③ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

(3) 広報・情報発信

- ① 関東圏等を始めとする県外に向けた地上波放送を実施すること。
- ② テレビ放送後に一定期間、配信プラットフォーム等（SVOD）にアーカイブ動画としてアップすることで、日本国内全域に向けた情報発信を図ること。
- ③ 本ドラマにおける番宣動画として、15 秒以上の PR 動画を作成し、テレビ等での情報発信をすること。加えて自社の SNS や HP 等においてもテレビドラマの内容等について情報発信を図ること。

(4) その他

- ① 放送後に、アンケートを行い、放送効果の検証及び当市の印象度調査を実施すること。
- ② 本紙に記載の無い事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項は全て実行するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。

6 成果物

- (1) 実施報告書 電子データ（Word 形式等とPDF 形式）を収録した電子媒体（DVD等）及び印刷物を各2部納品
- (2) 製作物 本業務で製作した物品
- (3) その他 本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料

7 納品場所

田村市産業部観光交流課
福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、原則として全て当市に帰属するものとするが、両者協議により決定するものとする。なお、製作したテレビドラマの所有権、著作権は受託者または第三者に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全

ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。また、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。

- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9 見積書作成要領

見積書の作成に当たっては、『デジタルコンテンツ発信業務委託仕様書』に基づいて作成すること。ただし、この仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。①内容については、『デジタルコンテンツ発信業務委託仕様書』に基づき、項目ごとに分かりやすく記載すること。②一連の経費について、見積設計の項目ごとに分かりやすく明記すること。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。